

基幹的農業従事者が今後20年間で75%減少することが見込まれるなど、農業を取り巻く環境は厳しさを増している中、抜本的な生産性向上を図る観点から、地域でロボット農機を活用するため、**農道や公道での走行を可能とするための対応**を行う。

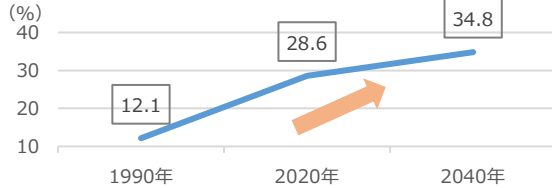
## 現行制度による課題

現行法令上は、ロボット農機について、道路運送車両法や道路交通法の規制を受けない圃場内や私道は走行可能であるが、圃場間移動及び格納庫から圃場までの公道移動を含む公道での走行が出来るか明らかではない（走行不可と一般に解されている）。

## 【農業を取り巻く環境】

● 高齢化が進み、2040年には65歳以上が全人口の35%となる※1。

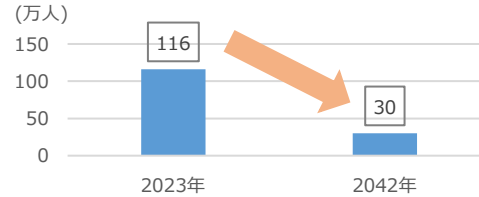
○ 高齢化率の推移



※1 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」より事務局作成

● 基幹的農業事業者は今後20年間で約75%（116万人→30万人）減少※2。

○ 基幹的農業従事者の推移



※2 農林水産省「食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会（令和4年11月25日）」及び「令和5年農業構造動態調査結果」より事務局作成

## 規制改革の方向性

○ 自動運行装置を備えることができる自動車として大型特殊自動車及び小型特殊自動車を追加する旨の「道路運送車両の保安基準」の改正その他所要の措置を講ずる。**【令和6年度措置】**

○ 都道府県公安委員会の特定自動運行の許可を得て、圃場間移動及び格納庫から圃場までの公道移動を含む公道での走行が可能であることを明確化する。**【令和7年度措置】**

○ 圃場間移動は交通量が極めて少ないことが一般的である農道の短時間での横断等に留まる場合があることを踏まえ、農家等が、特定自動走行の許可を受けて農機を利用しようとする場合に、最小限の負担で円滑に活用できる許可制度の運用を確保する。**【令和8年度上期措置】**

○ 「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」について、公道走行の実現を見据えた改定を行う。**【令和6年度以降継続的に措置】**

## 参考1 特定自動運行に関する現行規制

道路運送車両の保安基準

▶ 自動運行装置を備えることが可能な自動車として「大型特殊自動車及び小型特殊自動車」が除かれている※1。

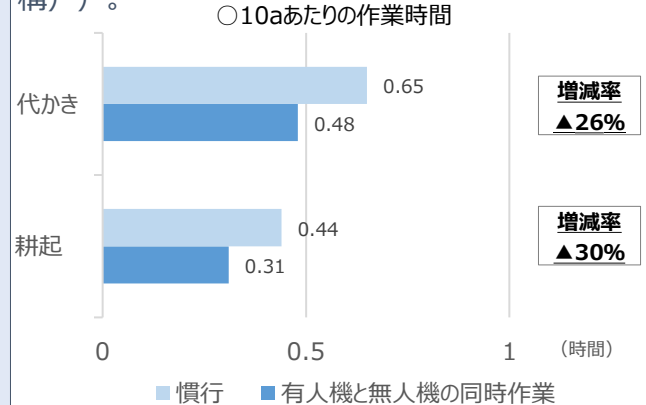
道路交通法

▶ 特定自動運行の対象が、「人又は物の運送を目的とするもの」と限定されており、ロボット農機の公道走行が目的に含まれていないと一般的に解されている※2。

※1 道路運送車両の保安基準 第48条  
 ※2 道路交通法第75条の13第1項第5号

## 参考2 ロボット農機導入による効果

有人機と無人機の同時作業により、1人で2台の操作が可能となり、作業時間が約30%短縮（令和元年度スマート農業実証プロジェクト（実施主体：農研機構））。



【出典】農林水産技術会議「スマート農業実証プロジェクトによる水田作の実証成果（中間報告）」より事務局作成

【事業者からの声】

無人機の導入により、不安定な圃場の走行や長時間の運転作業に伴う負担の軽減も期待される。